

法務省民二第507号

令和5年3月23日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

不動産登記規則等の一部改正に伴う不動産登記事項証明書等の交付事務の取扱いについて（依命通知）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和5年法務省令第6号）の施行に伴う不動産登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、本日付け法務省民二第506号民事局長通達「不動産登記規則等の一部改正に伴う不動産登記事項証明書等の交付事務の取扱いについて」が発出されたところですが、当該通達の運用については、平成23年3月25日付け法務省民二第768号当職依命通知「不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 証明書の交付請求について</p> <p>1 証明書を交付する場合の取扱い</p> <p>請求情報を電子情報処理組織を使用して提供する方法により証明書（登記事項証明書、電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面及び電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面をいう。以下同じ。）の交付の請求があった場合において、受取先として指定した登記所（以下「受取先登記所」という。）で証明書を交付するときは、請求者（証明書を受け取る者として指定された者を含む。以下同じ。）が<u>申告する事項</u>（①証明書を受け取る者の氏名及び住所、②申請番号及び③証明書の合計の請求通数。以下「<u>申告事項</u>」という。）を確認し、<u>当該請求に係る情報の内容を書面に出力したもの（以下「請求書」という。）に申告事項を確認した旨及び当該申告事項の確認を行った者の氏名（申告事項について確認した 氏名</u></p>	<p>第1 証明書の交付請求について</p> <p>1 証明書を交付する場合の取扱い</p> <p>請求情報を電子情報処理組織を使用して提供する方法により証明書（登記事項証明書、電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面及び電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面をいう。以下同じ。）の交付の請求があった場合において、受取先として指定した登記所（以下「受取先登記所」という。）で証明書を交付するときは、請求者（証明書を受け取る者として指定された者を含む。以下同じ。）が<u>提供する情報</u>（①証明書を受け取る者の氏名及び住所、②申請番号及び③証明書の合計の請求通数。以下「<u>提供情報</u>」という。）を確認し、<u>請求書にその旨を記載するものとする。</u></p>

）を記載するものとする。

2 法務大臣が定める事項の申告の方法について

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第197条の2に定める申告事項の申告の方法は、申告事項を記載した書面を提出又は提示する方法のほか、申告事項を表示したスマートフォン等の電子機器の画面を証明書の交付担当者に提示する方法や申告事項を口頭により申告する方法が該当する。

[2を加える。]

3 申告事項を記載した書面が提出された場合の取扱いについて

申告事項を記載した書面が提出された場合には、当該書面を請求書に添付し、請求書と併せて請求書類つづり込み帳につづり込んで保存するものとする

[3を加える。]

4 申告事項が提示された場合又は口頭により申告された場合の取扱いについて

申告事項が提示され又は口頭により申告された場合には、請求者の承諾を得て、請求書の余白に、受領の日付及び氏名（○/○ 氏名）の記載を求めるも

[4を加える。]

のとする。ただし、請求者の承諾が得られないときは、受領の日付及び申告の方法を請求書の余白に記載するものとする。

5 受取先登記所を誤った場合の取扱い

請求者が指定した受取先登記所以外の登記所では証明書を交付することができないから、請求者が指定した受取先登記所以外の登記所で交付を受けようとする場合には、受取先登記所に相談するよう助言するものとする。

なお、請求者から、受取先登記所に、申告事項を記載した書面及び返信用の郵便切手を同封して証明書の送付の申出があった場合には、これに応じて差し支えない。この場合には、請求書に、送付の申出があった旨及び当該申出に応じて証明書を送付した旨を記載するものとする。

6 法務大臣が定める事項を申告することができない場合の取扱い

請求者が受取先登記所に証明書を受け取りに訪れた際に、申告事項を失念したことなどにより当該申告事項を申告することができない場合には、原則と

2 受取先登記所を誤った場合の取扱い

請求者が指定した受取先登記所以外の登記所では証明書を交付することができないから、請求者が指定した受取先登記所以外の登記所で交付を受けようとする場合には、受取先登記所に相談するよう助言するものとする。

なお、請求者から、受取先登記所に、提供情報を記載した書面及び返信用の郵便切手を同封して証明書の送付の申出があった場合には、これに応じて差し支えない。この場合には、請求書に、送付の申出があった旨及び当該申出に応じて証明書を送付した旨を記載するものとする。

3 法務大臣が定める情報を提供することができない場合の取扱い

請求者が受取先登記所に証明書を受け取りに訪れた際に、提供情報を失念したことなどにより当該提供情報を提供することができない場合には、原則と

して、証明書を交付しないものとする。ただし、請求者が申告事項を申告することができないことについて、やむを得ないと認められる事情がある場合には、請求者が運転免許証その他公務員が作成した証明書であって、請求者と受取先登記所に訪れた者が同一の者であることを確認することができる文書を持参しており、当該文書を確認し、請求者本人であると認められるときに限り、証明書を交付して差し支えない。

なお、この場合には、請求者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、請求書に添付するものとし、請求者の了解を得ることができない場合には、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容を請求書に記載するものとする。

第2 登記完了証等について

1 登記完了証の記録事項について

- (1) [略]
- (2) 登記完了証に編集しない申請情報について
ア 申請情報として提供される情報のうち、申請

して、証明書を交付しないものとする。ただし、請求者が提供情報を提供することができないことについて、やむを得ないと認められる事情がある場合には、請求者が運転免許証その他公務員が作成した証明書であって、請求者と受取先登記所に訪れた者が同一の者であることを確認することができる文書を持参しており、当該文書を確認し、請求者本人であると認められるときに限り、証明書を交付して差し支えない。

なお、この場合には、請求者の了解を得て、当該文書の写しを作成し、請求書に添付するものとし、請求者の了解を得ることができない場合には、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容を請求書に記載するものとする。

第2 登記完了証等について

1 登記完了証の記録事項について

- (1) [同左]
- (2) 登記完了証に編集しない申請情報について
ア 申請情報として提供される情報のうち、申請

人又は代理人の電話番号その他の連絡先（規則第34条第1項第1号）及び住民票コード（規則第36条第4項）は、登記完了証に記録しないこととされている。

イ [略]

(3) [略]

2 登記完了証の交付方法について

(1) [略]

(2) 送付の方法による登記完了証の交付

ア・イ [略]

ウ 申請人又はその代理人から、レターパックプラスにより登記完了証の送付の求めがあった場合には、これに応じて差し支えない。

人又は代理人の電話番号その他の連絡先（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第34条第1項第1号）及び住民票コード（規則第36条第4項）は、登記完了証に記録しないこととされている。

イ [同左]

(3) [同左]

2 登記完了証の交付方法について

(1) [同左]

(2) 送付の方法による登記完了証の交付

ア・イ [同左]

ウ 申請人又はその代理人から、レターパック500により登記完了証の送付の求めがあった場合には、これに応じて差し支えない。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。